

高等学校専攻科の質担保の仕組みについて（案）

1. 基準について

現状：高等学校設置基準で生徒数等に応じた教員や施設についての基準が設けられている（本科・専攻科の区別はない）

○修了者が大学に編入学できる高等学校専攻科※の基準は、専修学校専門課程を参考にしつつ、以下のとおりとしてはどうか。 ※中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の専攻科を含む

	大学に編入学できる 高等学校専攻科（案）	（参考）大学に編入学できる 専修学校専門課程
入学者資格	・高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部卒業生 ※	・高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部卒業生、 ・専修学校高等課程修了者の一部
修業年限	2年以上	2年以上
年間授業時数 （単位時間）	原則800時間以上	原則800時間以上
総授業時数 （単位時間）	全課程で1700時間以上	全課程で1700時間以上
授業時間の 単位への 換算	45時間の学修を1単位として、 講義・演習 15～30授業時間 実験・実習 30～45授業時間 の間で専攻科が定める時間数を 1単位とする。	45時間の学修を1単位として、 講義・演習 15～30授業時間 実験・実習 30～45授業時間 の間で専修学校が定める時間数を 1単位とする。
教員資格	・修士の学位を有する者 ・学士の学位を有する者で、2年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者 ・2年以上の高校主幹教諭、指導教諭、教諭の経験者 ・短期大学士の学位（準学士の称号）を有する者で、4年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者 ・専修学校専門課程修了者で、当該課程の修業年限と教育、研究又は技術に関する業務の経験を通算して6年以上となる者	・修士の学位を有する者 ・学士の学位を有する者で、2年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者 ・2年以上の高校主幹教諭、指導教諭、教諭の経験者 ・短期大学士の学位（準学士の称号）を有する者で、4年以上の教育、研究又は技術に関する業務の経験者 ・専修学校専門課程修了者で、当該課程の修業年限と教育、研究又は技術に関する業務の経験を通算して6年以上となる者

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高等学校専攻科修了者で、当該課程の修業年限と教育、研究又は技術に関する業務の経験を通算して6年以上となる者</u> ・ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 ・ その他上記に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 ・ その他上記に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
教員数	<p>80人まで 3人</p> <p>81人～ 200人 4～ 6人</p> <p>201人～ 600人 7～14人</p> <p>601人以上 15人以上</p> <p>※ うち半数以上が専任教員</p>	<p>80人まで 3人</p> <p>81人～ 200人 4～ 6人</p> <p>201人～ 600人 7～14人</p> <p>601人以上 15人以上</p> <p>※ うち半数以上が専任教員</p>
校舎面積	<p><u>専用面積</u></p> <p>260㎡+3×(生徒総定員-40)</p> <p>工、農、医療系の場合</p> <p>※ただし特別の事情があり教育上支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>260㎡+3×(生徒総定員-40)</p> <p>工、農、医療系の場合</p> <p>※ただし特別の事情があり教育上支障がない場合はこの限りでない。</p>
施設	<p><u>専用の教室等</u></p> <p>※ 教員研究室等は努力義務</p> <p>※ <u>職員室、事務室、保健室、図書室は本科と共用可能なため専用のものの設置を求めない。</u></p>	<p><u>教室、教員室、事務室等</u></p> <p>※ <u>図書室、保健室、教員研究室等は努力義務</u></p>

*既に法令で基準が設けられているもの

2. 評価について

現状：教育活動その他学校の運営状況について自己評価を行い、その結果を公表し、設置者に対して報告することが義務付けられている。また、その評価の結果を踏まえた当該高校の生徒の保護者その他の高校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされている。

○努力義務とされている「学校関係者評価[※]」について、その実施と結果の公表を義務づけることとしてはどうか。

※学校関係者評価とは、保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価であり、いわゆる外部評価の一類型である。現行でも保護者の他に大学教員など第三者を含めて実施している場合もある。

○その上で、専攻科と本科を分けて評価することとしてはどうか。

○また、評価者は、編入学を認められる水準かどうかを判断する観点から、相当数の大学関係者や高等教育の評価に携わる者等を入れることとしてはどうか。

○さらに、高等教育段階の編入学については、高等教育の質を担保・充実を図る観点から検証し、その結果に基づいて評価の在り方について所要の改善を行っていくこととしてはどうか。

参照条文

【基準関係】

●学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第三百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

●学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第百八十六条 学校教育法第三百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 修業年限が二年以上であること。
 - 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。
- 2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

●大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（平成 10 年文部省告示第 125 号）（抄）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の八※第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること

※ 施行規則第 77 条の 8 は平成 19 年施行規則改正により現行第 186 条。

●専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）（抄）

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 （略）

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準

により行うものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(校舎等)

第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二の表により算定した面積
- 二 (略)

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \{ (生徒総定員 - 80) \div 40 \}$
専門課程	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	二百一人から六百人まで	$6 + \{ (生徒総定員 - 200) \div 50 \}$
		六百一人以上	$14 + \{ (生徒総定員 - 600) \div 60 \}$
(略)	(略)	(略)	(略)

- 備考一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 (略)

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
		四十一人以上	$260 + 3.0 \times (生徒総定員 - 40)$
専門課程	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	200
		四十一人以上	$200 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$
(略)	(略)	(略)	(略)

- 備考一 (略)
- 二 (略)
- ロ (略)

【評価関係】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第一百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第一百五十五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。（略）

② （略）

●学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

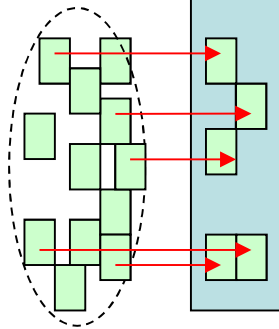
第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

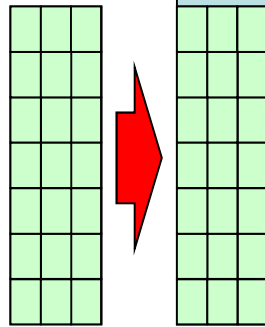
第一百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。（略）

単位認定と編入学

意義	大学以外の学修に対する単位認定	編入学
法令	多様な学修機会の確保(他の教育施設における学修等を大学の単位として評価) 告示事項 (平成3年文部省告示)	他の学校種の途中年次への接続を可能にする 法律事項 (学校教育法)
効果	・大学以外の教育施設における学修の認定 ・大学入学前の既修得単位の認定	・大学入学前の既修得単位の認定 ・途中年次への入学
対象	短大(専攻科含む)における学修 高専(専攻科含む)における学修 専門学校(修業年限2年以上)における学修 法律に定める講習(教員免許認定講習、社会教育主事講習など) 文部科学大臣認定技能審査(英検、漢検等)に係る学修 TOEFL, TOEICに係る学修	短大卒業 高専卒業 専門学校(修業年限2年以上+授業時間1700時間)修了



大学以外での一定の学修については、個別に大学の授業科目とみなすことができるが、修業年限の短縮につながるものではない。(最大で60単位までしか認められない。)



一定の組織的・体系的な学修修全体が単位認定の対象となる場合、修業年限の短縮が可能(=3年次等への編入学が可能)(編入学の場合、60単位を超えて認定することも可能)

(別添)

編入学制度について

- 編入学とは、一般に種類の異なる学校の途中次への入学のことであり、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要である。
- 現在、編入学が認められているのは、原則として、下記の3類型のみ。

	編入学制度創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学 (S25年創設)	同左	学校教育法 第108条7項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校 (S36年創設)	同左	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
専門学校 (S50年創設)	H10年	学校教育法 第132条	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な 総授業時数が1700時 間以上	①左記の要件を満たす専門学校を 卒業していること ②大学入学資格を有する者であるこ と

○なお、短大・高専が制度創設当初から大学への編入学が認められていたのに対し、専門学校については、下記のような経過で編入学が認められている。

- 平成3年 文部省告示第68号(単位認定の対象となる学修を規定)
専門学校(修業年限2年以上)における学修が、大学における単位認定の対象になる。
- 平成4年 生涯学習審議会答申
専門学校卒業者に大学編入学資格を認めることについて、今後検討が望まれるとされ、以後、大学審議会において検討。
- 平成10年 学校教育法改正
一定の基準を満たす専門学校(修業年限2年+授業時間1700時間)について、大学への編入学を認める。

編入学制度について

「高等教育の一層の改善について(答申)」(大学審議会 平成9年12月18日)

1 高等教育の一層の改善について

3 一層の改善のための方策

(5) 学生の流動性(選択の幅)を高める工夫

4 専門学校卒業者の中には、大学及び短期大学(以下、…において「大学等」という。)において、さらに学習を行うことを希望する者がいる。大学等がこうした学生を受け入れることは、学習ニーズの多様化に適切に応えるものであるとともに、学生の選択の幅を拡げ高等教育における学生の流動性を高める観点からも有意義である。また、受け入れに当たっては、専門学校における学習の成果について適切に評価することが重要であるとともに、学校教育制度におけるいわゆる袋小路をできるだけ解消することが望ましいことから、今後、一定の専門学校卒業者に対して大学等への編入学の途を開いていくようにすることが適当である。

その際、専門学校の制度の特色として、多様な形態の学校が認められていることを踏まえると、現行の学校教育体系の中においては、全ての専門学校卒業者について大学等への編入学を認めることは適当ではない。どのような専門学校について認めていくかについては、大学等として学習者の学習意欲にできる限り応えていくことが望ましいこと、大学入学資格を付与している専修学校高等課程の認定の際の考え方、大学への編入学が認められている短期大学や高等専門学校修業年限及び総授業時数の現状などを踏まえながら総合的に判断すると、専門学校のうち、「修業年限が2年以上で総授業時数が1700時間以上のもの」を基準として、これを満たすものとして認定された専門学校を卒業した者について、在籍した学科の分野や履修内容を考慮しつつ、大学等において編入学を認めていくのが適当である。

なお、大学等の教育は、各大学等においてそれぞれのカリキュラムに基づいて定められた修業年限の期間にわたって行われるのが基本であり、各大学等における編入学者の受け入れに際しては、この点に十分留意しつつ、既修得単位等の認定、在学すべき年数、履修すべき科目等について適切に判断し、編入学者が十分な学習成果を得られるようにしていくことが必要である。また、大学等への編入学資格の認定を受けた専門学校の卒業者については、学位授与機構における学生の学位授与の基礎資格についてもあわせて認めていくこととするのが適当である。

専門学校修了者の大学への編入学について

- 全国学校法人立専門学校協会が実施した『専門学校修了者「大学編入学」調査（平成26年度）』によると、平成25年度専門学校修了者を対象とした編入学選考を実施した大学は、下表のとおりであった。

調査対象大学数	703大学
回答大学数	558大学
実施大学数	440大学（78.9%）

- 編入学選考を実施する大学から20大学を抽出し、アンケート調査を行った文部科学省による調査^(※1)では、3年次編入者における単位認定、卒業の状況は以下のとおりであった。

	短期大学から編入	高等専門学校から編入	専門学校から編入
単位認定の平均 ^(※2)	61.8単位	75.6単位	61.9単位
卒業率 ^(※3)	72.0%	89.3%	69.4%

○ また、編入学にあたっての課題として、

- ・必要最低限のガイダンス実施等のサポートを編入学前後のタイミングで実施しているに留まり、それ以外に特別な支援はできていない。
- ・編入生の学生生活や学習サポートを（すでに友人関係等が出来上がったところに途中から入るので、周りどどのように馴染む、溶け込んでいくか）どのように行うか。

等の回答が得られたが、特に専門学校からの編入学に関する課題についての指摘はなかった。

(※1) 『大学への編入学に関する調査』

◆ 調査対象：編入学選考を実施する大学から、国公私立20大学を抽出（国立 4大学、公立 2大学、私立 14大学）

◆ 調査内容：平成21年度以降、短期大学、高等専門学校、専門学校からの編入学生の受入れの実績のある学部を対象に、各年度の受入れ者数、入学時の認定単位数、卒業の状況を調査

◆ 調査期間：平成26年11月6日～平成26年11月11日

◆ 調査方法：アンケート方式（電子メール）

◆ 回収率：95%（国立 4大学、公立 2大学、私立 13大学 計19大学）

(※2) 単位認定の平均

3年次編入時に認定した、単位数の平均値。実際に単位を認定した学生のみを算出対象としている。

(※3) 卒業率

3年次編入後、2年の在学期間で卒業した学生の割合。